

(セクターによる立入検査等) 第三十五条の二 農林水産大臣は、前条第一項の場合において必要があると認めるときは、セクター、畜舎、家族人工授精所その他の家族人工授精若しくは家族受精卵移植を行う場所に立ち入り、セクターに畜させ、受精若しくは産付台帳、家族人工授精簿、産卵等記録簿その他の必要な書類を検査させ、又は検査に必要な最小限の分品に限り産卵の精液若しくは家族受精卵を取り去ることができる。 2 農林水産大臣は、前項の規定によりセクターに立入検査等を行わせる場合には、セクターに対し、立入検査等を行う期日、場所その他の必要な事項を定めてこれを実施すべきことを指示するものとする。 3・4 (略) 5 第一項の規定による立入検査等については、前条第一項及び第三項の規定を準用する。 第三十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該産区行ををした者は、五十万円以下の罰金に処する。 一・九 (略) 十 第二十五条第一項又は第三十五条の二第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。	(義) 立入検査をする職員は、第二十五条の二第一項の規定により身分証明書を提示する。
--	--

第

卅

□

附註
名

生年四

真 意

家畜改良増進法 (抄)

つ、関係者の照会があるときは、これを提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による立入検査等は、犯罪捜査のための認められたものと解釈してはならない。

片厚の大きさは、縦90ミリメートル、横120ミリメートルとし、中央点線の新がら二つ折りとする。